

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案

1 制定する条例

松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 条例の概要

新制度においては、子ども・子育て支援法に基づく給付が受けられる教育・保育施設並びに地域型保育事業として適切かどうかについて、本町が確認を行うこととなります。

本条例は、確認を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の適正な運営を確保するために、子ども・子育て支援法第34条第2項・第46条第2項に基づき施設・事業の運営の基準を定めるために制定するものです。

3 松島町の条例制定に係る基本的な考え方

現在松島町の特定教育・保育施設として該当するのが、町立で運営している幼稚園（第一幼稚園・第二幼稚園・第五幼稚園）と保育所（松島保育所・高城保育所・分園・磯崎保育所）となります。

また特定地域型保育事業を行っている事業所は、現在存在していない状況となっています。

ただし、今後特定教育・保育施設（私立幼稚園等）または特定地域型保育事業を行う事業所が参入することも十分に考えられることから、国の基準（府政令）で示されている「従うべき基準」「参酌すべき基準」のいずれについても国の基準に従って条例を制定することにいたします。

	参酌すべき基準	従うべき基準
法的効果	参酌すべき基準とは、十分参照しなければならない基準 条 例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分に参照した上で判断しなければならない	「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 制定する条例

松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例の概要

子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可保育所（利用定員20人以上）の枠組みに加え、家庭的保育事業（5人以下）、小規模保育事業（6人～19人以下）、保育が必要な者の家庭で行う居宅型保育事業、事業所内で行う事業所内保育事業が、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなりました。

本条例は、上記の事業の適正な実施を確保するために、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、事業の設備・運営の基準を定めるために制定するものです。

3 松島町の条例制定に係る基本的な考え方

現在松島町の家庭的保育事業等（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅型保育事業・事業所内保育事業）については、実施している事業所はありません。

ただし、今後家庭的保育事業等の事業を行う事業所等の参入することも十分考えられることから、国の基準（平成26年厚生労働省令第61号）で示されている「従うべき基準」「参酌すべき基準」のいずれについても国の基準に従って条例を制定することにいたします。

※「従うべき基準」「参酌すべき基準」については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案で示している法的効果と同様

参考

家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
内 容	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 規模に応じて以下の3つの類型があり。 A型:保育所分園に近いもの B型:保育所分園と家庭的保育の中間的なもの C型:家庭的保育に近いもの	住み慣れた居宅において、1体1を基本とするきめ細かな保育を実施 主に、特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜勤勤務等に対応	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 地域において保育を必要とする子どもにも実施
規 模	少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	6人～19人	1対1が基本	様々（数人～数十人程度）
場 所	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	多様なスペース	利用する保護者・子どもの居宅	事業所そのほか様々なスペース

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 制定する条例

松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例の概要

子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法に、放課後児童健全育成事業に関する条項（児童福祉法第34条の8の2）が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないことに伴い 制定するものです。

3 松島町の条例制定に係る基本的な考え方

現在松島町では留守家庭児童学級の名称で、各小学校区において実施しているところでございます。

今回条例で定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数、設備に基準を定めることとなりますが、町で行っている学級についてはこの基準を充足しているところです。

なお、町で行っている留守家庭学級以外で、事業所等によるこの事業への参入することも考えられることから、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の条例」の制定にあたっては、同法第34条の8の2第2項の規定により、国の基準の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」のいずれについても国の基準に従って条例を制定することいたします。

(参考)

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後、土曜日、長期休暇（夏休み等）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全育成を図る事業をいいます。